

いじめ防止基本方針

石川県立金沢泉丘高等学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれにされたり、集団により無視されたりする。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめに関する基本認識

- ア すべての生徒、教職員及び保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持つとともに、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに全力を尽くすものとする。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ウ 軽微ないじめであっても過小評価をせず、速やかに学校いじめ問題対策チームを編成し、情報を共有し組織的な対応を図る。
- エ いじめが発覚した場合には、いじめられている生徒を守り通し、いじめる生徒に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- オ 開かれた学校、風通しのよい学校にするために、保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの未然防止

(1) 未然防止に対する考え方

いじめが起こる前に、あるいは「ふざけ」や「からかい」からいじめに発展する前に、その芽を摘みとることが重要である。

本校生徒の思考・行動の特徴をプライドという観点でとらえると、その視野の狭さから他人に対する言動に関して配慮に欠けることがあるので、そのような言動を放置することなく適切に指導する必要がある。

また、これまでの「生活」に関するアンケート調査によると、パソコン、携帯電話、スマートフォンでのメール等によって嫌がらせを受けたと感じる生徒も少なくないので、それが「いじめ」につながらないようにすることが必要である。

(2) 未然防止のための取組

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する。
未然防止を本校におけるいじめ防止の最重要課題ととらえ、次の取組を行う。

ア 校内巡視の実施

生徒の実態把握のため昼休み等に校内を巡視し、その情報を教員が共有する。また、教員が巡回することにより、「ふざけ」や「からかい」等の軽率な行動に対する抑止効果を狙う。

イ 生徒理解アンケートの活用

アンケート結果をもとに、ケーススタディ等の教員研修を行い、いじめの対象になりやすい生徒を未然に察知する能力を身につける。

ウ 気になる生徒に係る情報の共有

成績が下降している、体調がすぐれない、孤立している等、気になる点のある生徒を確認し、複数の教員がその生徒の様子を観察できるようにする。

エ 「生活」に関するアンケート調査の実施

「いじめ」やいじめにつながるようなふざけやからかいがないか確認する。

オ 互いに認め合い助け合う仲間づくりの推進

互いに尊重し支え合う雰囲気、あるいは助け合いの精神を醸成するため、規範意識や集団のあり方等についての学習に取り組む。

カ 生命や人権を尊重する豊かな心の涵養

各教科、ホームルーム、総合的な学習の時間等において、生命や人権尊重のための学習に取り組む。

キ 相談しやすい環境づくり

生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに心がけるとともに、相談室や保健室と連携を図り生徒の体調面・精神面の変化に留意する。

ク 保護者や地域への働きかけ

HRA（ホーム担任）による学級通信のほか、学年だより、相談室だより、保健室だよりを通じていじめ防止に対する方針を伝えるとともに、保護者会や保護者懇談の際に、生徒に関する情報の共有を図る。さらに、学校ホームページに本基本方針を掲載し、保護者や地域に公開することで本校の取組について理解してもらおう。

3 いじめの早期発見

(1) いじめ発見のきっかけ

ア 「生活」に関するアンケート（前述）

イ 個人面談

HRAによる個人面談を実施し、悩みや不安について聴き取る。年間数回実施する中で、生徒の変化を見逃さないようにする。

ウ 校内巡視

生徒の実態を見つめ、「いじめ」につながるような言動がないか注意する。

エ 生徒本人や保護者からの訴え

HRA、教科担任、部活動顧問、相談室や保健室においては、生徒が相談しやすい体制を整えておく。また、保護者会や保護者懇談の際に、保護者との情報交換を密にする。

オ 外部からの情報

行政機関や地域の方々との情報交換を通して、「いじめ」につながるような行動がないか検証する。

(2) 早期発見のための方策

ア 生徒の些細な変化について教員間での共有

授業や休憩時間、部活動中等の生徒の変化を察知するよう努め、気づいたことはメモ等に記録し、必要に応じてその情報を関係者に連絡する。

イ 「生活」に関するアンケートや個人面談による実態把握

いじめられている、いじめられたことがあるという訴えがあった場合、早急に当該生徒から事情を聴く等、実態の把握に努める。

ウ 相談箱の設置、相談電話等の活用

生徒に対し、相談箱やいじめ相談ダイヤル等を利用することを周知する。

エ 保護者アンケートや学校公開時アンケートによる情報

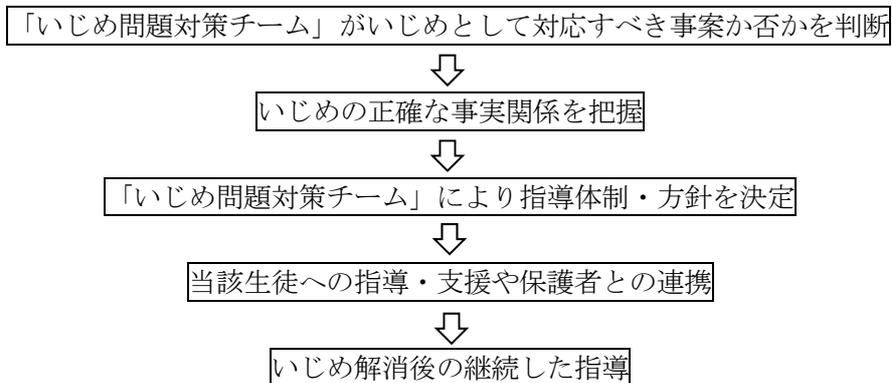
保護者や地域の方々からの情報を収集し、生徒の様子に変化がないか、「いじめ」につながるような言動がないか等、生徒の実態を把握する

オ 暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合の対処

他の教職員の応援を求める等して、速やかに事態を制止することを最優先とする。その後、何が起ったのか、事情を把握する。

4 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起こった場合の対応

ア いじめられた生徒に対して

- ① つらい気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図り、必ず解決することを伝える。また、自尊心を高めるようにする。
- ② 保護者に事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。また、家庭での生徒の変化について些細なことでも相談してもらうよう伝える。

イ いじめた生徒に対して

- ① 気持ちや状況を聴き、生徒の背景にも目を向ける。教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられる方の気持ちを認識させる。
- ② 保護者に事実関係を説明し、事態の重大さを認識してもらう。生徒の変容を図るために、保護者とともに今後の関わり方等を考える。

ウ 周りの生徒に対して

当事者のみの問題ではなく、学級・学年・学校全体の問題としてとらえ、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。また、見て見ぬふりやはやし立てる行為は、いじめを肯定していることになることを理解させる。

5 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネッ

ト上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする等の方法によりいじめを行うものである。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。

(2) 未然防止の取組

メール等による「からかい」や「嫌がらせ」があった場合に、「いじめ」に発展しないようにするための方策として、以下の取組を行う。

ア HRAによる生徒観察と聴き取り

HRAは、日常的にST等でネットトラブルに関する愁訴の有無を把握するように努め、トラブルの原因をつくらないための指導を心がける。直接的ではなく間接的に書き込みをし、発信者が特定できない場合も少なくないので、もし気になるメール等があった場合は、すみやかに相談するよう徹底する。

イ LHや集会等における生徒への指導

パソコンや携帯電話、スマートフォンによるSNSへの書き込みが原因で思わぬトラブルを招きやすい現状や、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るなど、明らかな誹謗中傷は犯罪行為であるという認識を生徒に理解させるために、LHや集会等で指導したり、外部講師による講演会等を開催したりする。

ウ 保護者に対する啓発

保護者懇談会等を通じて、ネットトラブルやスマートフォン依存に関する認識を深め、家庭でのルールづくりを行うよう勧める。また、家庭での生徒の様子から、トラブルに巻き込まれた生徒が見える小さな変化に気づいた場合は、学校や関係機関に相談するようにしてもらう。

エ ネットパトロール

教育委員会が実施している「ネットパトロール」と連携し、気になる書き込み等があった場合には、早急に情報を共有する等して実態を把握する。

(3) 早期発見・早期対応のためには

ア 生徒や保護者からの相談に対して

いじめにつながるような書き込み等があり、生徒や保護者から訴えがあった場合は、すみやかに事実関係を把握するとともに、書き込みや画像の削除等の具体的な対応方法を助言する。

学校や保護者だけでは解決が困難な場合、警察等の専門機関と連携し解決にあたる。

イ アンケート調査

「生活」に関するアンケート調査の結果から、SNS等での誹謗中傷があり、いじめと感じている事案については、早急に当該生徒から事情を聴く等、実態の把握に努め解決を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生報告

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 調査組織の設置

いじめ問題対策チーム及び第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの）の参加する調査組織を設置し、調査の公平性・中立性を確保し客観的な事実認定を行う。

- (3) 事実関係を明確にするための調査の実施
いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を調査する。ただし、因果関係の特定を急ぐことはしない。
- (4) 生徒及び保護者に対する迅速な情報提供
調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で、経過報告も含めた形で提供する。
- (5) 調査結果を教育委員会に報告
生徒や保護者が希望する場合は、当該生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置
各専門機関と連携して、被害生徒への継続的な支援や加害生徒に対する指導を行う。また加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

7 いじめ問題対策チーム

- (1) 構成
校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談室主任、学年主任、養護教諭、当該生徒のHRAで組織を設置する。また、関係諸機関や心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなども参加する。
- (2) 概要
いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。いじめ問題対策チームは、本基本方針に定められたことを実行する際の中核を担い、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や、教育課程に位置付けられている取組の企画や実施、さらには計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや有効性の検証、基本方針の見直し等を行うものとする。
なお、見直しの際には保護者や地域を含めた方針になるように、保護者や学校評議員、関係諸機関の方からの意見を積極的に取り入れるよう留意するものとする。